

奈良県告示第三百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境衛生課（橿原市八木町一の一の一八）において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

株式会社ジェイテクト奈良工場 工場長 森本 知久

橿原市十市町三三三

二 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社ジェイテクト奈良工場

橿原市十市町三三三

三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設三基
特定施設的能力	二、四〇〇台／日
特定施設の工事着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の工事完成予定年月日	着工後直ちに
特定施設の使用開始予定年月日	工事完了後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日	の値								季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
	項目	水素イオン濃度（水素指数）	生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg／ℓ）	化学的酸素要求量（COD）（単位 mg／ℓ）	浮遊物質質量（SS）（単位 mg／ℓ）	窒素含有量（単位 mg／ℓ）	りん含有量（単位 mg／ℓ）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 mg／ℓ）		
五	通常	八・五	九九〇	六二〇		一一〇	〇・〇三	四六〇	なし	最大二十四時間／日
五	最大	八・五	九九〇	六二〇		一一〇	〇・〇三	四六〇		

当たりの通常量及び最大量（単位 m³）		
---	--	--

五 汚水等の処理方法に関する事項

汚水等の処理方法	処理施設の能力					処理施設の構造					処理施設の種類
	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	廃液濃縮処理施設、凝集水水処理施設、合併処理浄化槽、活性炭炭濾過装置及び消毒槽（以下「D施設」、「E施設」、「F施設」、「G施設」及び「H施設」という。）
D施設 廃液濃縮処理	H施設 二一〇m ³ ／日	G施設 二一〇m ³ ／日	F施設 二一〇m ³ ／日	E施設 五m ³ ／日	D施設 五m ³ ／日	H施設 FRP製	G施設 FRP製	F施設 RC造	E施設 SUS三〇四ユニット	D施設 SUS三〇四ユニット	

処理施設の使用開	処理施設の工事完 成予定年月日					処理施設の工事着 手予定年月日								
	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設
平成二十九年十二月十四日	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設		活性炭接触法	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	凝集剤添加及び活性炭処理

始年月日

E施設
平成二十八年六月二十日

F施設
平成十年五月一日

G施設
平成二十六年九月一日

H施設
平成二十六年十二月一日

処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
終日（二十四時間）（全ての施設）

季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）
なし（全ての施設）

項目		水素イオン濃度（水素指数）			
		D施設	E施設	F施設	G施設
通常	処理前			七・二	
				七・五	
通常	処理後	八・五	七・九	五・八ゝ八 ・六	五・八ゝ六 五・八ゝ八 ・六
最大				五・八ゝ八 ・六	五・八ゝ八

のの 処汚 理染 施状 設態 にの よ通 る常 処の 理値 前及 及び び最 処大 理の 後値 の															
浮遊物質 量 (SS) (単位 mg/ℓ)				化学的酸素 要求量(COD) (単位 mg/ℓ)						生物化学的 酸素要求量 (BOD) (単位 mg/ℓ)					
D施設	E施設	F施設	G施設	H施設	D施設	E施設	F施設	G施設	H施設	D施設	E施設	F施設	G施設	H施設	
		五六					七六					一一〇			
		一九〇					一五〇					一七〇			
		五	五		八	八	八	一七	六二〇	二・二	二・二	二・二	五一	九九〇	・六
		一〇	一〇		一三	一三	一三			一〇	一〇	一〇			・六

汚水等															
窒素含有量 (単位 mg) ／(ℓ)				りん含有量 (単位 mg) ／(ℓ)						ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 mg) ／(ℓ)					
H施設	D施設	E施設	F施設	G施設	H施設	D施設	E施設	F施設	G施設	H施設	D施設	E施設	F施設	G施設	H施設
								四・四					七三		
								六・九					九八		
五	一一〇	四四	一〇	一〇	一〇	〇・〇三	〇・四四	〇・五	〇・五	〇・五	四六〇	〇・五			
一〇			一五	一五	一五			一	一	一					

出 水 の 汚 濁 状 態					項 目
	浮遊物質 量（SS） （単位 mg／ ℓ）	化学的酸素 要求量（ COD） （単位 mg ／ ℓ）	生物化学的 酸素要求 量（BOD） （単位 mg ／ ℓ）	水素イオン濃度（水 素指数）	
	五	八	二・二	五・八～八・六	通 常
	一〇	一三	一〇	五・八～八・六	最 大

六
排水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設 による処理前及び 処理後の汚水等の 一日当たりの通常 の量及び最大の量 （単位 m ³ ）					
H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	

排出水の量（単位　m ³ ／日）	排		
	窒素含有量（単位 mg／ℓ）	りん含有量（単位 mg／ℓ）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 mg／ℓ）
一六〇	一〇	〇・五	
一六〇	一五	一	